堂島取引所 米穀指数先物の上場に伴う当社取扱い開始について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日8月13日より、株式会社堂島取引所(以下、堂島取引所)にて新たに上場される米穀指数先物について、当社取扱いを致しますのでお知らせします。 この機会に是非、米穀指数先物のお取引をご検討賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

取引要綱 米穀指数先物

項目	内容
上場日	2024年8月13日(火)
商品名	米穀指数(愛称:堂島コメ平均)
取引の対象	平均米価の将来における数値(=価格) ※平均米価については、平均米価の項目をご覧ください
取引の種類	指数先物取引(現物受渡はなく、差金決済のみ)
取引単位(倍率)	3トン (約定数値に50を乗じた値)
呼値の単位	60kgあたり10円刻み
売買仕法	システム売買による、複数約定数値方式による個別競争取引(ザラバ方式)
取引の期限	新甫発会日(奇数月の第一営業日)の属する月から起算した 12 か月以内の各偶数限月(6 限月制)
	取引開始日 (2024年8月13日) の取引限月は、特例として 2025年2月限、4月限、6月限の3限月となります
	2024年9月2日に2025年8月限を新甫発会、2024年11月1日に2025年10月限を新甫発会、2025年1月6日に2025年12月限を
	新甫発会、以降奇数月の第1営業日に新甫限月発会
当月限取引最終日	当月限の最終営業日の前営業日
最終決済日	当月限の最終営業日。当月限に残存する建玉は、最終決済数値にて転売又は買戻し(差金決済)
最終決済数値	当月限の最終決済日に公表する平均米価
平均米価	農林水産省が毎月公表する「米の相対取引価格・数量」における全銘柄についての出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された
	主食用米の相対取引契約の価格(運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格)を、前年産検査数量で加重平均した値を基に、公益社団法人
	米穀安定供給確保支援機構が毎月公表する「DI調査(米取引関係者の判断に関する資料)」から推計して算出した数値(1円の位を四捨五
	入する。)をいいます。
	平均売価は堂島取引所が業務規程と指数先物取引実施細則の定めるところにより、偶数月の最終営業日午後3時に算出を開始し、算出後速
	やかに公表されます。堂島取引所のウェブサイトに掲載されます。
制限数值	¬ — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
	ア、一番限を除く各限月の制限数値・制限数値幅
	(1) 通常の制限数値幅
	二番限から六番限までの各限月に係る通常の制限数値幅は、前営業日における各限月の帳入数値に 2%を乗じて得た値(当該値に 1 の位以下の値があるときは、当該 1 の位を四捨五入する。以下(2)以降も 1 の位以下が生じたときは同様に四捨五入とします。)
	(2) 制限数値幅の拡大・縮小
	① 一の営業日において、二番限から六番限までの各限月のうち2以上の限月の帳入数値が制限数値に達した場合は、当該営業日の二番限 から二番限までの名間日の帳3数値に25%を表現でで得た値を、2000年日における名間日の制限数値に達した場合は、当該営業日の二番限
	から六番限までの各限月の帳入数値に2.5%を乗じて得た値を、翌営業日における各限月の制限数値幅とします。
	② 上記①の制限数値幅が適用されている営業日において、再び二番限から六番限までの各限月のうち2以上の限月の帳入数値が制限数値に注した場合は、当時常日の二番関から六番限までの名限月の帳入数値に20~5・乗りません。
	に達した場合は、当該営業日の二番限から六番限までの各限月の帳入数値に3%を乗じて得た値を、翌営業日における二番限から六番限までの名間日の制限数値によりて第1日の10日の10日における二番限から六番限までの名間日の10日における二番限から六番限までの名間日の10日における二番限から六番限までの名間日の10日における二番限から六番限までの名間日の10日における二番限から六番限までの名間日の10日における二番限から六番限までの名間日の10日における二番限から六番限までの名間日の10日における二番限から六番限までの名間日の10日における二番限から六番限までの名間日の10日における10日にはははのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのははのはの
	での各限月の制限数値幅として適用し、以降、一の営業日において二番限から六番限までの各限月のうち、その帳入数値について制限数値の下限日は上限に済しまり見ばらればした。
	の下限又は上限に達した限月が2未満となるまで同様とします。
	③ 上記②の制限数値幅が適用されている営業日において、二番限から六番限までの各限月のうち、その帳入数値について制限数値の下限又は、1780に持ちまれ、限日は2十法によった場合は、1780に担口する関係と
	は上限に達した限月が2未満となった場合は、上記①に規定する割合を乗じて得た値を、翌営業日における二番限から六番限までの各限月
	の制限数値幅とします。
	(4) 上記①又は③の制限数値幅が適用されている営業日において、二番限から六番限までの各限月のうち、その帳入数値が制限数値の下限又は上限に達したものが2未満となった場合は、上記(1)の値を翌営業日における二番限から六番限までの各限月の制限数値幅とします。
	は上版に建したものが2 不過となりた物合は、上記(1)の他を並占集日におりる二番版がり八番版よどの各版月の制成数他幅とします。 1. 一番限に係る制限数値幅
	当月限取引最終日の属する月の前月1日以降の一番限の制限数値幅は、前営業日の帳入数値に 4%を乗じて得た値とします。
	当力成成引取於口の高りも力の削力1百以降の 雷放の耐放気に開は、削呂朱口の較八気にに470を来して特に値としより。 ウ. 制限数値幅等の特例
	プ・ 団
	至局状が がまがめると恥める時は削限数値無り昇足整件となる数値又は削限数値無を足めることができる。
建玉数量の制限	一番限取引最終月:200 枚 一番限取引最終前月:350 枚 二番限:500 枚 三番限:1,000 枚 四番限以降各 2,000 枚
	指值注文
	FaS:即座に一部或いは全量を約定させ、発注数量の一部又は全量が未約定となった場合、残数量は板に残り有効と
売買注文	なります。
約定条件	FaK:即座に一部或いは全量を約定させ、発注数量の一部又は全量が未約定となった場合、残数量は取消されます。
	FoK:即座に全量約定しない場合は、当該注文は取消となります。
	※堂島取引所のシステム仕様により、成行注文はありませんのでご注意下さい。
当社売買手数料	片道 2,000 円 (税込 2,200 円) ※日計り手数料については仕切手数料無料です。

◎ご不明な点等ございましたら、当社営業担当者または管理部までお問合せ下さい。 株式会社アステム 管理部

TEL 0120-977-925